



きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2010 秋 号

発行

和歌山県環境生活部県民局

県民生活課

〒640-8585 (住所不要)

TEL(073)432-4111(代)

◇この情報はインターネットでもご覧いただけます◇

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

こんなトラブル 気をつけて！！

未公開株・社債のトラブル

近々株式公開する予定で値上がり確実と言われていた未公開株の購入勧誘があった。必ず儲かるとのことだったので、貯金をつぎ込んで株を譲り受けたが、一向に株式公開される様子がない。不安に思って販売会社に連絡したら連絡がつかなくなっていた。

海外通貨売買のトラブル

イラク通貨ディナールを今購入すれば確実に儲かる、もし持正在れば高値で買い取ると聞き購入したが、買い取るには枚数が少なすぎるといって買い増しを迫られた。言われるままにさらに買い増したのに、なんだかんだと理由を付けて買い取ってもらえない。

数人で役割分担して、値上がり確実と信じこませ、お金をだまし取る劇場型手口や、過去の被害を回復してあげるといって、投資させる被害回復型手口が多く見られます。おいしい話はそうそうありません。必ず儲かるという話には、まず疑ってかかりましょう！

万が一、トラブルに巻き込まれたら、すぐに消費生活相談窓口に相談しましょう。

一人で悩まないで相談しましょう

消費生活での
ご相談・お問い合わせは
お近くの市町村
消費生活相談窓口か
県消費生活センターへ
(相談は無料です)

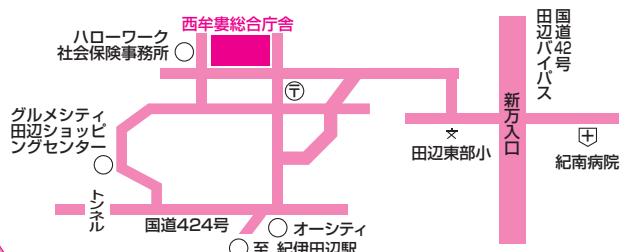
和歌山県消費生活センター
【相談受付時間】平日午前9時～午後5時
(土・日・祝日、年末年始は休み)

土・日曜日消費生活相談（電話相談のみ）
【相談受付時間】午前10時～午後4時
TEL 073-433-1551

和歌山県消費生活センター
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL(073)433-1551 FAX(073)433-3904



和歌山県消費生活センター紀南支所
〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
TEL(0739)24-0999 FAX(0739)26-7943



全国共通

消費者ホットライン

まもろうよ みんなを
0570-064-370

今年の夏は、クーラー・扇風機が大活躍。節電って難しいと感じた人も多いのでは。
できれば、環境に優しい生活をしたいけど…

省エネ効果で注目のLED電球！でもどんな特徴があるの？

LEDとは発光ダイオードのこと、英語の「Light Emitting Diode」を略した言葉です。照明用途としてLEDが注目されている最大の要因は、白熱球・蛍光灯と比べて消費電力が非常に少ないという点にあります。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は約半分になると言われています。そのため、現在使われている白熱電球や、蛍光灯がすべてLEDに置き換われば、一気に省エネが進み、地球温暖化対策に大きく貢献できるのではないかと期待されているのです。

また、約4万時間もつと言われている寿命の長さもLEDの大きな特徴です。これは1日10時間使っても10年以上持つという計算になり、一般的な白熱電球の約40倍にあたります。

ちなみに、電球のコストの比較 40W白熱電球を「1」とすると……

種別(図)	白熱電球	電球形蛍光灯	LED
寿命	1	6倍以上	40倍
価格	1	11倍	25倍
1年間の電気代	1	約1/5	約1/6

一方こんな特徴もあるので注意しましょう。

白熱電球はほぼ全方向に光を放ちますが、発光部分の小さいLEDは、光を発する範囲が狭いという特徴があります。従って、「光が広く当たらない」「期待したほど明るくならない」などの、相談や苦情もあります。数千円で市販されている家庭用LEDの電球の明るさは、最も明るいものでも150円前後の60ワット形白熱電球ぐらいのレベルなので、家庭用の照明としてはまだまだ蛍光灯の方が身近です。取りつけの際は、家の電気を一気にLEDにするのではなく、まず1個買い、いろいろな場所で使い勝手を試してみてからにした方が無難でしょう。

また、購入前には自宅の照明器具がLED電球が使えるものかどうか調べることも必要で、電球をカバーが覆う密閉型や、調光機能が付いた照明器具などは使えない場合があるので要注意です。

どちらにせよ、LEDの特徴をよく理解して使いこなせば、省エネ効果と、明りの良さを楽しめるので、私達消費者も賢く使いこなしたいものです。

地球温暖化対策で注目の太陽光発電



環境に優しいと注目の太陽光発電。家庭でも設置する人が増えています。

でも、私達が太陽光発電を導入する際、気になるのは設置費用が高いことです。そのため、普及を促す①導入補助金制度と②余剰電力買取制度が設けられています。

① 導入補助金制度

(1) J-P E C (太陽光発電普及拡大センター)

○22年度の申込期間 2010年12月24日まで（ただし予算が無くなり次第終了）

○補助金額 太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり7万円

○満たすべき要件

①10kW未満であること。

②変換効率が一定の数値を上回り、一定の品質・性能が確保され、設置後のサポート等がメーカーによって確保されていること。

③最大10kW未満で、かつシステム価格が65万円（税抜）／kW以下であること。

注意：この補助金を利用して設置した太陽光発電システムは法定耐用年数（17年）の期間内は処分することが出来ません。処分する場合は、前もってJ-P E Cの承認が必要です。

(2) 和歌山県

○22年度の申込期間 2010年10月29日まで（抽選により補助対象者決定）

○補助対象者

①県内に住宅を所有し、かつその住宅に居住し（新築する住宅を含む。）住宅用太陽光発電設備を設置しようとする個人

②県内で住宅用太陽光発電設備を設置した新築住宅を購入し、自らが居住しようとする個人

※ ただし、上記住宅は一戸建て専用・併用住宅とし、別荘等一時的に使用するものは除く。

○条件 平成22年3月1日から平成23年2月28日までに電気事業者と太陽光発電設備の設置を伴った電力受給契約を新たに開始すること。ただし、太陽電池の最大出力が10kW未満のもの。

○補助金額 出力（太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナ定格出力のいずれか低い数値）1kWあたり2.5万円（上限額12.5万円）

② 太陽光発電の新たな買取制度（余剰電力の買取）

平成21年11月より、「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されました。この制度は、太陽光発電によって発電した電力のうち、使わずに余った電力を電力会社に買い取ってもらい、その買取の費用は電気を使用する人全員が負担する制度です。買い取る電力は500kW以下で、事業目的の発電は対象外です。買取条件は毎年見直され、最初の10年間は設置時の条件が適用されます。

10kW未満の住宅用太陽光発電 電気の対価（48円／kWh等）

10kW以上の住宅用太陽光発電 電気の対価（24円／kWh等）

*自家発電設備併設の住宅用（10kW未満）は39円／kWh、それ以外は20円／kWh

私達の負担は平成22年4月1日から始まっていますが、実際には8月現在、負担額が0円になっています。電気ご利用量のお知らせの太陽光発電促進付加金を見てみましょう。

☆市町村でも独自に補助金制度を設けているところもあります。詳しくは居住地の役所に尋ねてみましょう。

悪質商法に気をつけましょう！

- 売電収入や発電量について事実と異なる説明を告げる。
- 補助金の募集がもうすぐ終わる、今ならモニター価格で契約ができると契約を急がせる。
- 補助金受給条件を満たしていないのに受け取れると言う。
- 不当な販売価格で勧誘する。

高額な商品です。契約は慎重にしましょう。

子育て世代に送る

“暮らしの達人！ 知るぽると講座”のご案内



ライフプランのこと、家計や節約のこと、子育てのこと、消費生活のこと、生活を賢く生きる“暮らしの達人”を目指して、連続講座を受講してみませんか？
子どもの一時保育も利用できます。（事前申込要）

対象者 先着30名

（連続受講の方が優先ですが、空席があれば一回の受講も可能です。）

参加費 無料

開催場所 和歌山ビッグ愛 5階 504会議室

子どもの一時保育（1歳から小学校2年生まで）無料 事前申込要
<一時保育場所：和歌山ビッグ愛 9階 一時保育ルーム>

日 時 テーマ

第1回	11月18日（木）	講師：金融広報アドバイザー 垣 由起 氏 どれくらい必要？ 知つておきたい教育費～資金計画と注意点～
第2回	11月25日（木）	講師：金融広報アドバイザー 垣 由起 氏 家計に優しい節約術！医療保険・生命保険～制度をうまく利用しよう～
第3回	12月 2日（木）	講師：食と環境教育アドバイザー 中尾 卓嗣氏 「うんこ博士」がら学ぶ 子どもの心と体の健全な発育
第4回	12月 9日（木）	講師：金融広報アドバイザー 渡辺 富美氏 通販・ネットのトラブル！あなたは大丈夫? ～子どもに携帯電話を持たせる前の基礎知識～

【申込方法】 ファックス・郵送による申込み

①参加者氏名 ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無を明記して、
下記あてファックス・郵送によりお申込みください。

和歌山県金融広報委員会（和歌山県庁県民生活課内）

〒640-8585（住所は不要） TEL 073-441-2342

（申込書様式は 和歌山県県民生活課ホームページからもダウンロードできます。）

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/>

～10月は 和歌山県食育推進月間～

県では、「食べて元気、わかやま食育推進プラン（和歌山県食育推進計画）」を策定し、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送るため
ライフステージに応じた食育の取組を進めています。

詳しくは [和歌山県食育ひろば](#)

検索

http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/syokuiku1/index_1.html

和歌山県食育キャラクター みかぼう

